

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札（政府調達協定対象外）に付します。

令和4年10月14日

分任契約担当官

陸上自衛隊善通寺駐屯地

第348会計隊長 下 託弥

1 工事概要

- (1) 工事名：善通寺（4）避雷針取替工事
- (2) 工事場所：香川県善通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊善通寺駐屯地大麻山弾薬庫
- (3) 工事内容：本工事は、以下の工事を行うものである。
電気設備工事：撤去、電気保護設備、建柱工事
機械設備工事：土工事
- (4) 工期：契約締結日～令和5年3月31日（金）
- (5) 本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 防衛省における令和3・4年度一般競争参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「建築一式工事」「電気工事」のいずれかで級別の格付を受け、中国四国防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 防衛省競争参加資格の「建築一式工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がD等級以上又は「電気工事」に係る等級（資格審査結果通知書の記3の等級）がC等級以上であること。
- (5) 平成19年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しを完了した工事のうち、建築一式工事又は電気工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあつては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のもの

を除く。

また、実績が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除くこと。

- (6) (5)の施工実績が防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事(平成13年12月25日以降に完成した工事で65点以上。)の者又は提出する工程表の工程管理に対する技術的所見が適切である者。
- (7) 次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者(以下「監理技術者等」という。)を当該工事に配置できること。

ア 2級建築士、2級建築施工管理技士以上の資格又は2級電気施工管理技士以上の資格を持つ者

イ 平成19年度以降入札公告日までに、(5)に掲げる工事の経験を有する者である(原則、着工から完成まで従事している。)

なお、当該経験が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関(旧防衛施設局及び旧防衛施設支局を含む。)の発注した工事に係るものにあつては、評価点合計が65点未満のものを除く。また、経験が工事成績相互利用登録機関が発注した工事で工事成績評価相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評価点が65点未満のものを除く。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者である。

- (8) 一般競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時点までの期間に、中国四国防衛局長から、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について」(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 陸上自衛隊善通寺駐屯地が発注した「建築一式工事」「電気工事」のいずれかのうち、令和元年度以降令和3年度までに完成・引渡しが完了した工事の施工実績がある場合においては、当該工事に係る評価点合計の平均が65点以上であること。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと(資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)
- (11) 中国四国防衛局管轄区域内(広島県、岡山県、山口県、島根県、愛媛県、香川県、徳島県、高知県)に建築工事又は電気工事業の許可に基づく本店、支店又は営業所が所在すること。
- (12) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (13) 情報保全に係る履行体制について、適正な体制を有すると確認できる者

3 入札手続等

(1) 担当部局

ア 入札手続に関する事項

〒765-8502 香川県善通寺市南町2-1-1

陸上自衛隊善通寺駐屯地 第348会計隊契約班(担当:吉田)

TEL:0877-62-2311(内線2645)

FAX:0877-62-2315(直通)

イ 仕様書の内容に関する事項

陸上自衛隊善通寺駐屯地 業務隊管理科(担当:岡村)

TEL:0877-62-2311(内線2337)

(2) 入札説明書の交付期間等

ア 交付期間

令和4年10月14日(金)から令和4年10月31日(月)まで(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条第1項に規定する行政機関の休日(以下「行政機関の休日」という。)を除く。)の毎日、午前8時30分から午後5時00分まで。(正午から午後1時までの間を除く。)

イ 交付場所

(1)の担当部局において交付を行う。交付を希望する場合は、事前に電話連絡を行うこと。

(3) 申請書及び資料の提出期限等

ア 提出期限：令和4年10月31日(月)午後5時00分

イ 提出方法：(1)に持参又は郵送(書留郵便に限る。)若しくは託送(書留郵便と同等のものに限る。)(以下「郵送等」という。)する。

(4) 入札書の提出期限等

ア 提出期限：令和4年11月24日(木)午後5時00分

イ 提出方法：(1)に持参又は郵送等する。

(5) 開札の日時及び場所

ア 日 時：令和4年11月25日(金)午前10時00分

イ 場 所：陸上自衛隊善通寺駐屯地第348会計隊入札室

4 その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金免除。ただし、落札者が契約締結に応じない場合は、落札金額の100分の5以上を違約金として徴収する。

(3) 契約保証金免除。ただし、落札者は、銀行等又は保証事業会社の保証、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の保証を付すものとする。

なお、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1以上とする。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札

ウ 入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあり著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(6) 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、発注者支援データベース・システム等により配置予定の監理技術者等の配置違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合のほかは、配置予定の監理

技術者等の変更を認めない。

- (7) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回っている場合は、予決令第86条の調査（以下「低入札価格調査」という。）を行うので、協力しなければならない。
- (8) 専任の監理技術者等の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者等とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。
- (9) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。
- (10) 請負金額が300万円以上の場合、前金払保証書の寄託を条件として、落札者の申請に基づき、請負金額の10分の4以内（低入札価格調査を受けた者との契約については、請負金額の10分の2以内）で前金払の実施に応じる。
- (11) 契約書作成の要否
要。
- (12) 関連情報を入手するための照会窓口
上記3(1)に同じ。
- (13) 競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加
上記2(2)に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も上記3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において当該資格の格付を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (14) 代表者以外での入札については入札までに委任状を提出すること（様式随意）
- (15) 詳細は、入札説明書による。

仕様書

- 1 工事名称 普通寺（４）避雷針取替工事
- 2 工事場所 香川県普通寺市南町2-1-1 陸上自衛隊普通寺駐屯地
- 3 契約期間 契約締結日 ～ 令和5年3月31日まで

4 工事概要

区分	概要	数量	備考
電気設備工事	撤去、電気保護設備、建柱工事	1式	
機械設備工事	土工事	1式	

5 適用仕様書

本工事は、仕様書及び図面によるほか、国土交通省大臣官房官庁営繕部制定「公共建築改修工事標準仕様書(電気)」及びメーカー仕様によるものとする。

6 一般事項

- (1) 本工事は、仕様書及び図面によるほかメーカーの仕様に基づき施工を丁寧及び確実に実施するものとする。
- (2) 受注者は、工事日を監督官と調整のうえ、了解を得たのち工事を実施するものとする。
- (3) 受注者は、工事の主要な段階及び監督官の指示する場所において写真撮影を実施するものとする。項目は、工事前：工事中・隠蔽部分・完成・使用材料及び監督官の指示箇所とするものとする。また写真は、工事完了後速やかに整理し提出するものとする。
- (4) 本工事は受注者の責任とし、工事に際し、破損及び損傷した部分については監督官へ報告のうえ、指示に従い速やかに復旧するものとする。
- (5) 本工事に際し、仕様書・図面に表記なき事項であっても、当然必要と考えられる事項については監督官と協議のうえ指示に従い実施するものとする。
- (6) 本工事実施に際し、受注者は工事現場の条件を工事関係者に十分把握させると共に、作業員に対して安全教育を実施し、安全な工事方法の確認及び安全点検を確実に実施するものとする。
- (7) 喫煙は所定の位置で行い、工事中及び歩行しながらの喫煙を禁止するものとする。また、工事場所以外の立ち入りを禁止するものとする。工事の都合によりやむを得ず立ち入る場合は監督官と協議し、部隊側立ち会いのもとで立ち入るものとする。
- (8) 施設からの電気・給水は原則として使用させないものとする。ただし、監督官と協議し、使用する場合はメーター等を設置し、部隊側算定に基づき有償とするものとする。
- (9) 本工事に際し、関係官公署等への届出等が必要である場合については、受注者の責任において、迅速に処理するものとする。
- (10) 本工事で発生した金属類については、種類別に整理し、発生材調書とともに官側に引継ぐものとする。その他については、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法令等に基づき、受注者の責任において適正に処分するものとする。
マニフェストA・B2・D・E票の写し、産業廃棄物収集運搬業許可証及び産業廃棄物処分業許可証の写しを一部提出するものとする。
- (11) その他不明な事項、提出書類等はその都度監督官と協議し、指示に従うものとする。

7 特記事項

- (1) 本工事に使用する材料は、図面及びメーカー仕様のとおりとするものとする。
ア 接地電極（銅板 電力図58）
規格：JIS H 3100（銅及び銅合金の） t 1.5×900×900mm
イ 接地試験用端子箱（電力図54）
規格：黄銅製 TB-AS1A 外箱厚さ1.5mm以上、前面プレート2.0mm以上
ウ 接地極埋設標（電力図60）
規格：接地極埋設標(1) 黄銅板製 厚さ1.0mm以上
エ コンクリート柱（電1.18.2）
規格：JIS A 5373（プレキャストプレストレストコンクリート製品）1種
オ 硬質ビニル電線管（電1.18.2）
規格：JIS C 8430
- (2) 発生土の敷均し場所については、監督官が指示する場所とするものとする。
- (3) 銅板設置後、抵抗値が規定値に達しない場合は、連結アース棒を追加することとする。
- (4) 着工に先立ち、事前に現地を確認し、現場の納まりや取り合わせ等により、材料の寸法や取付位置または取付工法を変更する場合は、監督官の指示を受けて行うものとする。
- (5) 本工事に使用する材料はすべて新品とし、規格・品質等が示されていないものについては、承認願等を提出し、監督官の承認を得てから使用するものとする。また、特記事項にないものは、JIS規格及び各種協会規格に合致したものを使用するものとする。
- (6) 工事時間は、午前8時30分から午後5時までとするものとする。なお、事前に監督官と調整し了承を得た場合はこの限りではないものとする。
- (7) 請負業者は、新型コロナウイルス感染対策において適切な処置を講ずるものとする。

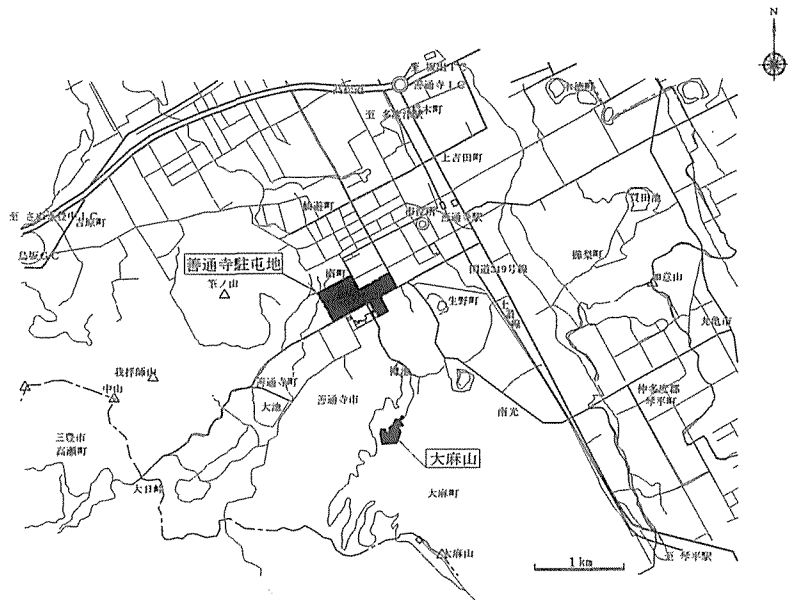
8 特記事項

- | | | |
|--------------------|-----------|----|
| (1) 工程表 | (契約後速やかに) | 1部 |
| (2) 現場代理人等指名・変更通知書 | (契約後速やかに) | 1部 |
| (3) 現場代理人略歴書 | (契約後速やかに) | 1部 |
| (4) 使用材料承認図 | (契約後速やかに) | 1部 |
| (5) 着工通知書 | (着工前) | 1部 |
| (6) 完成通知書 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (7) 工事日誌 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (8) 工事写真 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (9) 工事材料搬入報告書 | (竣工後速やかに) | 1部 |
| (10) 入門許可申請書 | (着工前) | 1部 |
| (11) 住民票 | (着工前) | 1部 |
| (12) 証明写真 | (着工前) | 1部 |
| (13) その他監督官が指示する書類 | | |

9 検査

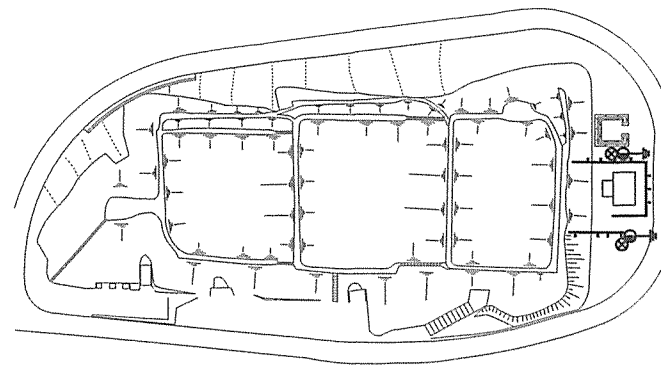
本工事は、検査官の完了検査合格をもって竣工とするものとする。手直しが生じた場合は、手直し完了後検査官の再検査を実施し検査合格をもって竣工とするものとする。

名称	普通寺（４）避雷針取替工事	図面番号
図面名	仕様書	2/6



案内図 S=1/60000

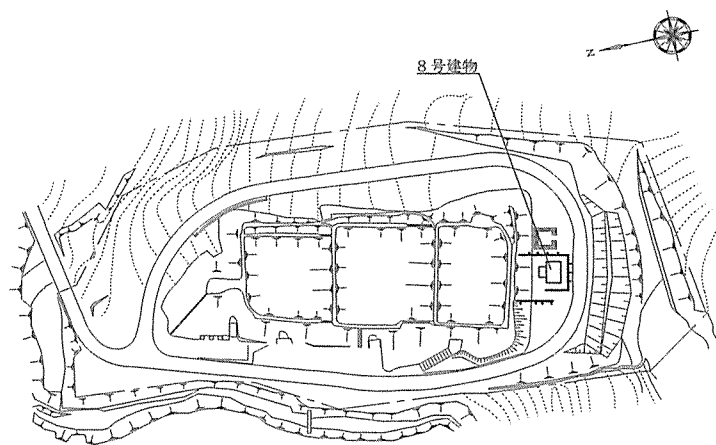
撤去前



平面図 S=1/1000

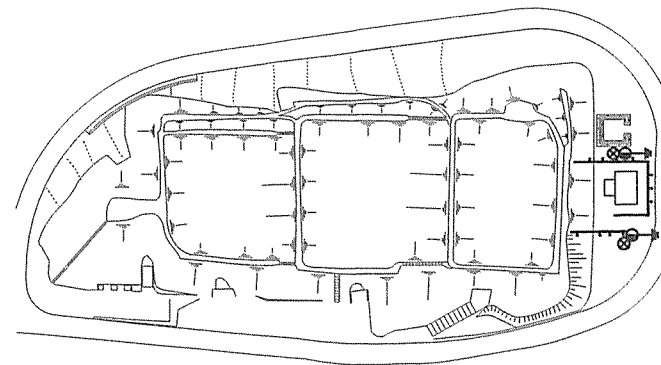
凡例

- ⊖ : コンクリート柱(撤去)
- ⚡ : 避雷針(撤去)
- ⊗ : 試験用接地接続箱(撤去)
- _A : 接地極・埋設接地線(撤去)



配置図 S=1/1500

撤去後



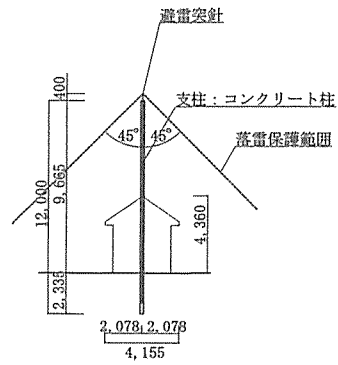
平面図 S=1/1000

凡例

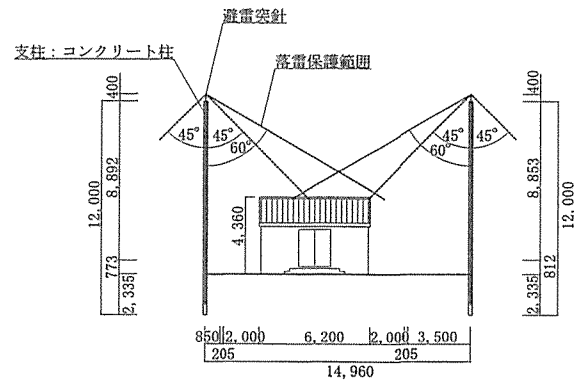
- ⊖ : コンクリート柱(新設)
- ⚡ : 避雷針(新設)
- ⊗ : 試験用接地接続箱(新設)
- _A : 接地極・埋設接地線(新設)

名称	善通寺(4) 避雷針取替工事	図面番号
図面名	仕様書	3/6

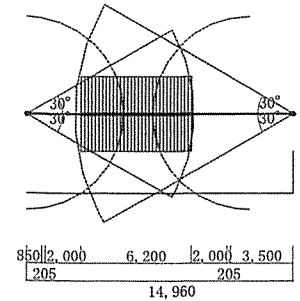
撤去前



側面図

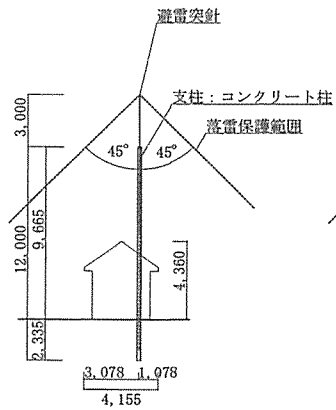


正面図

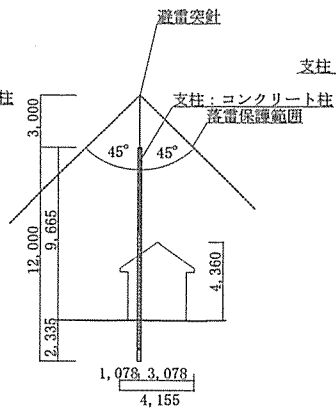


上面図

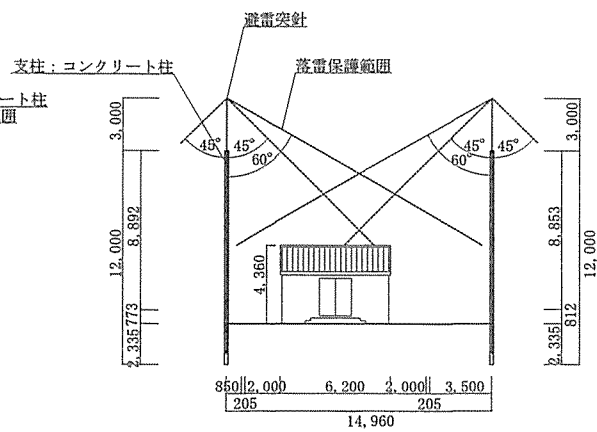
撤去後



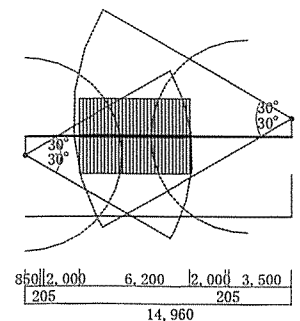
側面図(西)



側面図(東)



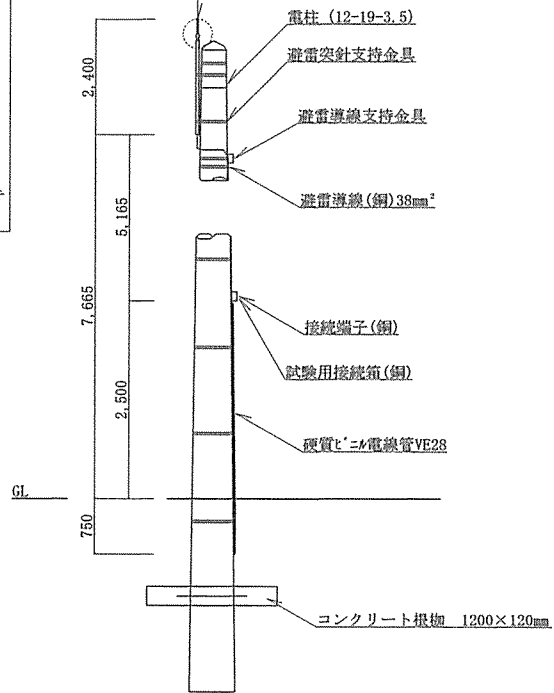
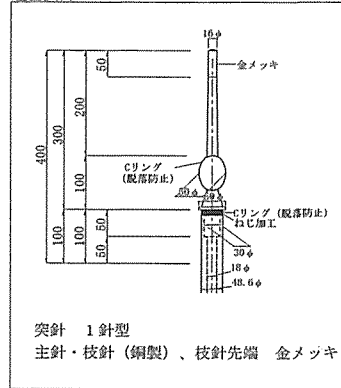
正面図



上面図

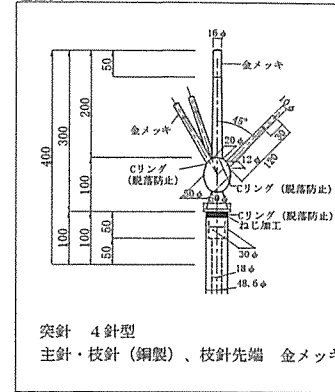
名称	善通寺(4) 避雷針取替工事	図面番号
図面名	仕様書	4 / 6

避雷突針



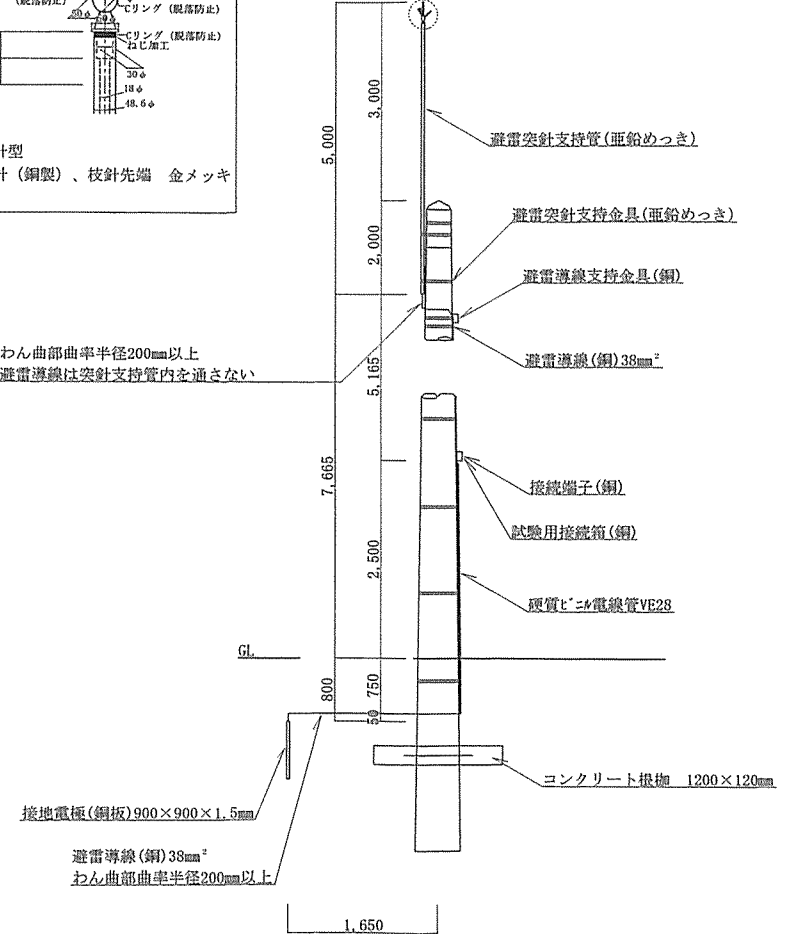
撤去装柱詳細図 S=1/NS

避雷突針



突針 4針型
主針・枝針 (銅製)、枝針先端 金メッキ

わん曲部曲率半径200mm以上
避雷導線は突針支持管内を通さない

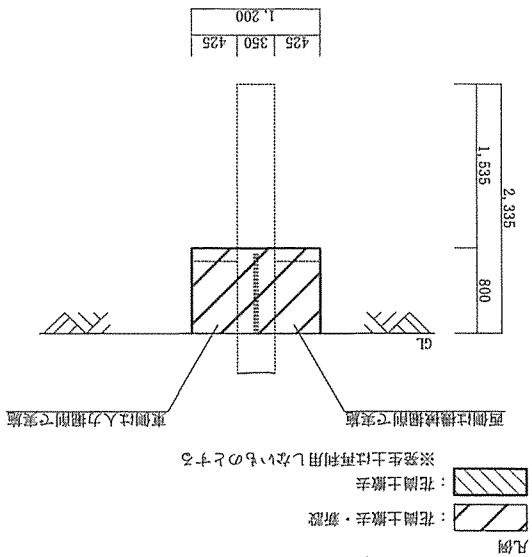


新設装柱詳細図 S=1/NS

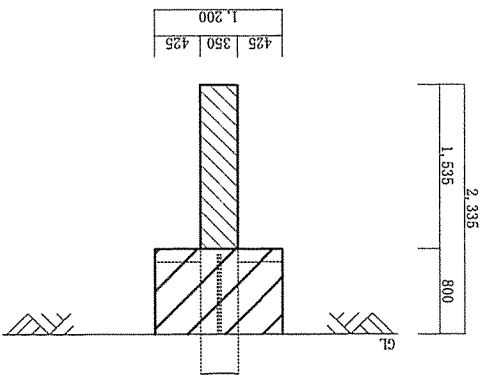
名称	普通寺(4) 避雷針取替工事	図面番号
図面名	仕様書	5 / 6

図面番号	名称	図面名
6 / 6	普通寺 (4) 避雷針取替工事	仕様書

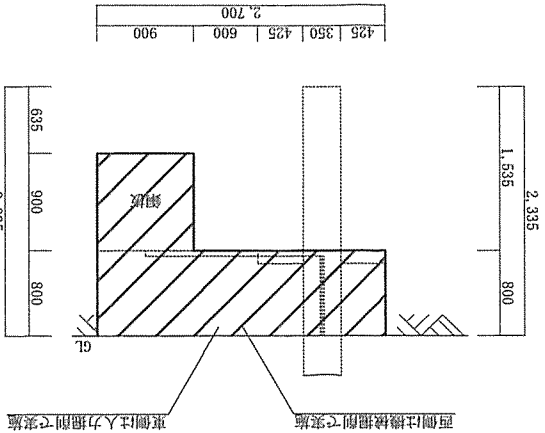
既存柱掘削箇所断面図 S=1/50



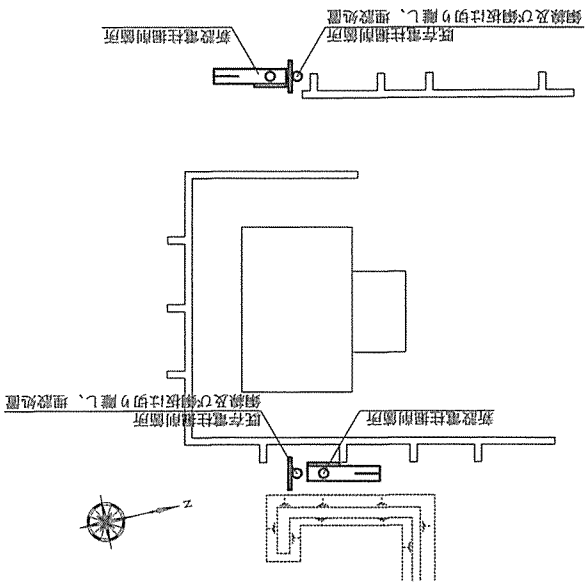
既存柱埋戻し箇所断面図 S=1/50



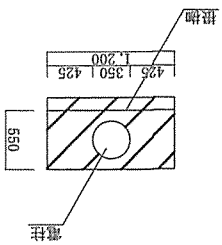
新設柱掘削・埋戻し箇所断面図 S=1/50



電柱平面図 S=1/300



既存柱掘削箇所平面図 S=1/50



新設掘削箇所平面図 S=1/50

